

1 大石美雪議員



- 1 北電の新規制基準への対応姿勢と電気不足との主張について
- 2 岩内町における国民健康保険制度について
- 3 「特別徴収税額の決定通知」(通知書)への個人番号記載について
- 4 岩内町の子育て支援の取りくみについて

1 北電の新規制基準への対応姿勢と電気不足との主張について

日本共産党議員団として、一般質問を行います。

北電の新規制基準への対応姿勢と電気不足との主張について、2012年5月5日、泊原発が運転停止し北海道電力は原子力発電所の停止で電気不足が生じる。北海道の電力を確保するため再稼働が必要と道民に宣伝をしてきた。

新しく編集された「ほくでんエネリーフ」では、原子力発電所の再稼働の必要性を今まで北海道で使用される電気の4割を泊原発で発電したが現在は7割以上を火力発電で行うため燃料費や他社からの購入電力料が大きく増加している。そのため2度の電気料金の値上げを実施した。問題解決のため泊原発の一日も早い再稼働が必要と説明をしている。

再稼働の必要性を電力が不足するためから燃料費や購入電力の増加を抑えるための再稼働に変わってきているが町としては泊原発再稼働の必要性をどのように見ているのか。

北電の2017年電源開発計画では石狩湾新港発電所を3基、建設・稼働させる計画で1号機56万9,400kWを建設中で2019年2月稼働する。

新港発電所3基の合計は171万kWとしている。

石狩湾新港発電所の必要性は、2019年までに運転年数が40年を超える北電の火力発電設備は13機中6機と、約半数程度となるため既設火力発電設備の経年化への対応とした。

泊発電所1、2、3号機の総出力は207万kW。不足する電力を補うためには石狩湾新港発電所3基の建設が急がれるところだが稼働する2号機の予定を2023年12月から2026年12月へ3年延期、3号機は2028年12月から2030年12月へ2年延期した。

建設・稼働計画の延期の要因をどのように考えるのか。

泊原発の発電量を補い道民の電力不足を解消するためのLNG計画ではないのか。

道内の電力需要は、人口減少や節電の定着で先細る。さらに新電力各社の発電所新設計画をしていることから国の認可法人「電力広域的運営推進機関」は20

16年6月、泊原発が再稼働しなくても2025年度まで道内の電力は十分足りると見通しを示した。

原発が稼働せず、LNG1号・2号が稼働した場合の「年電力供給予備率、夏冬電力供給予備率」の推計は20%を超え将来はあり余るほどになるのではないのか。

石狩のLNGだけで171万kWで泊原発の85%の電力が賄われる。再生可能エネルギーの増大で危険な原発を動かす選択肢は選ばないよう町として北電に進言するべきではないのか。

この上、泊原発の再稼働など必要ないと思うが所見を伺います。

3月16日、北海道知事は北電に原子力規制委員会の新規制基準適合性審査への対応に関して「安全性を最優先に、原子力規制委員会の審査に対し真摯に対応すること」との申し入れを行っています。

北電の主張は「積丹半島西岸の海岸地形は地震性の隆起ではなく波の浸食により形成されたもの」「陸上海底の地質調査の結果から泊発電所の敷地および基地近傍を含む積丹半島西岸には震源として考慮すべき活断層は認められない」この説明は審査会においておおむね了承をいただいていると一貫して主張を曲げず対策を進めてきました。

2017年3月10日の審査会合でこうした北電の主張に対し規制委員会はどうのような指摘をし再調査を求めたのか。町はこの指摘をどのように受け止めたのか。

規制委員会は「文献、海上音波探査の側線図、表層堆積図（露岩域）、微小地震の分布における集中地域、重力異常の分布などを総合して検討した結果、積丹半島西海岸沖に活断層が想定されることを否定できないと考える」と活断層の存在を認め調査を求めたことは泊発電所の設置基準そもそもが問われるのではないのか。

北電から「敷地及び岩内平野に分布する岩内層」に関する総括的な発表があり、これに対し、岩内層を古い一つの地層とする北電の主張および地層年代の決定方法などに疑問が出され、見直しとさらなる詳細検討が求められた。

このことは北電が主張する「120万年前の岩内層」の見直しと、「敷地内の11条の断層は後期更新世以降の活動は認められない」は認識の誤りで原発は新規制基準が示す、将来活動する可能性がある断層の近くに建てられたことになるがいかがか。

規制委員会は敷地のかなりの部分が掘削岩砕で埋め立てられているので支持地盤の安定性の影響が広範囲に及ぶ恐れがある。防潮堤のコンクリート部の埋め立て地盤について液状化の検討が必要と指摘しているが、防潮堤だけではなく、重要な敷地も含めて液状化対策を進めて調べる必要があるのではないのか。

かなりの部分が掘削岩砕で埋め立てられている場所に重要な建屋が建っているが、3号機のタービン建屋、補助ボイラー建屋、1、2、3号機の循環水ポンプ建屋、1、2号機の給排水処理建屋、純水タンク8基も掘削岩砕の埋め立て地に建っているのか。

海水や河川水をろ過した純水を貯蔵する第2次系純水タンク。1、2号機で2系統で4基。3号機で2系統で4基の純水タンク8基だが設置方法は。

貯水タンク耐震は公共建築物程度とされ、一般工業用施設・公共施設と同等の安全性が要求される施設と規定されているが耐震性はどの程度の基準で確保されているのか。

福島原発の教訓からスロッシング対策等も行われているのか。

貯水タンク周辺には、温排水放水ピットが設置され一時的に貯水する。津波時にこの貯水から逆流することの無いようピットに溢水防止壁の設置工事を行っている。

溢水防止壁は耐震重要施設で安全対策上重要な施設だが埋立地に設置されており液状化対策は施工されているのか。

安全上重要な施設も埋立地の上に立っている可能性がある。地震などにより液状化で施設の機能を発揮できないのではないのか。

3月15日規制委員会の記者会見で北電の規制基準への対応に、小林総括官は、「北電が「規制委に認めてもらった」という表現を使っているが、あくまでも許可をしたときが前提。審査書を我々が作って、それで、妥当だとして許可をする。その段階で認められたということになる、あくまでもそういったことを踏まえないと最終的には決まらないわけです・・・その前提なしに、北電が単純に規制委員会に認めてもらった。ということ在地元の方に言っているということ自体は、我々としては大変遺憾だ」と表明。

同じ日、知事が「安全性を最優先に、原子力規制委員会の審査に対し真摯に対応すること」との申し入れを行っている。再稼働ありきの強硬姿勢は危険な原発を運転する資質に欠け再稼働など許されない。北電の新規制基準対応への指摘を町としてどのように考えているのか所見を伺う。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、再稼働の必要性を電力が不足するためから燃料費や購入電力の増加を抑えるための再稼働に変わってきているが、町としては泊原発再稼働の必要性をどのように見ているのか、についてであります。

泊発電所再稼働の必要性については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

2 項めは、石狩湾新港発電所の2号機及び3号機の建設・稼働計画の延期の要因をどのように考えるのか、泊原発の発電量を補い道民の電力不足を解消するためのLNG計画ではないのか、についてであります。

石狩湾新港発電所の運転開始時期の繰り延べについては、電力事業者として、種々の事情を踏まえた中で、決定したものと考えており、町としてその要因を分析したことはありません。

なお、石狩湾新港発電所については、既設火力発電設備の経年化への対応、燃料種の多様化による供給安定性、電源の分散化による電力の安定供給の確保に繋げるための計画とのことであります。

3 項めは、原発が稼働せず、LNG1号・2号が稼働した場合の「年電力供給予備率、夏冬電力供給予備率」の推計は20%を超え、将来はあり余るほどになるのではないかと、についてであります。

電力広域的運営推進機関による「平成28年度供給計画の取りまとめ」予備率見通しでは、安定供給に必要とされる8%が確保されているところでありますが、北海道電力としては、経年化に伴う火力発電所の老朽化が進む中、将来的には下方修正される可能性もあり、十分な供給予備力がある状況にはないとのことであります。

4 項めは、再生可能エネルギーの増大で危険な原発を動かす選択肢を選ばないよう町として北電に進言すべきではないのか、この上、泊原発の再稼働など必要ないと思うが所見を伺う、についてであります。

泊発電所の再稼働の必要性について、重ねてのご質問であります。1 項めで答弁申し上げたとおり、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

5 項めは、2017年3月10日の審査会合で北電の主張に対し規制委員会はどのような指摘をし再調査を求めたのか。町はこの指摘をどのように受け止めたのか、についてであります。

原子力規制委員会の指摘は「積丹半島西岸の地形地質・地質構造において、地形については地震性隆起であるということを否定することは難しいと考え、地球物理的・地質学的なデータを総合的に判断して、今後は積丹半島西岸沖に活断層を仮定する方向で審議していきたい。」とのことであり、町としては、原子力規制委員会が泊発電所の安全性をより一層高める観点から指摘したものと受け止めております。

6 項めの、規制委員会が活断層の存在を認め調査を求めたことは、泊発電所の設置基準そのものが問われるのではないのかと、7 項めの、北電が主張する「120万年前の岩内層」の見直しと、「敷地内の11条の断層は後期更新世以降の活動は認められない」は認識の誤りで、原発は新規制基準が示す、将来活動する可能性がある断層の近くに建てられたことになるがいかかがか、については関連が

ありますので併せてお答えいたします。

ご質問にあります原子力規制委員会の指摘については、科学的、専門的な知見から、新規制基準の適合性審査会合において議論されるものと認識しており、町としては判断できません。

8項めは、防潮堤だけではなく、重要な施設も含めて液状化対策を進めて調べる必要があるのではないか、についてであります。

現在、防潮堤地盤の液状化評価について、追加の地質調査や室内試験などを実施し、液状化に関する更なるデータの取得や検討に取り組んでいるとのことであり、防潮堤以外の調査についても、原子力規制委員会の指摘等を踏まえ、電力事業者が判断すべきものと認識しております。

9項めは、3号機のタービン建屋、補助ボイラー建屋、1、2、3号機の循環水ポンプ建屋、1、2号機の給排水処理建屋、純水タンク8基も掘削岩砕の埋め立て地に建っているのか、についてであります。

建屋については、岩盤支持若しくは岩盤に設置された構造物の上に設置されており、純水タンク8基については、岩盤支持若しくは掘削岩砕による埋め立て地に設置しているとのことであります。

10項めは、海水や河川水をろ過した純水を貯蔵する第2次系純水タンク8基の設置方法についてであります。

第2次系純水タンクの設置方法については、コンクリート基礎上にJIS規格のタンクを設置しているとのことであります。

11項めは、貯水タンクの耐震性はどの程度の基準で確保されているのか、についてであります。

貯水タンクの耐震性については、設計震度0.24以上の耐力を有するよう設計しているとのことであります。

12項めは、福島原発の教訓からスロッシング対策等が行われているのか、についてであります。

第2次系純水タンクについては、スロッシング対策は実施していないとのことあります。

13項めは、溢水防止壁の液状化対策は施工されているのかと、14項めの、安全上重要な施設も埋立地の上に建っている可能性があり、地震などによる液状化で施設の機能を発揮できないのではないかと、については関連がありますので併せてお答えいたします。

溢水防止壁は、岩盤支持の構造物の上に設置されており、耐震上重要な建屋、設備等については、設置する地盤の安定性や設計の考え方について、今後、規制委員会で審査されていくものと考えているとのことあります。

15項めは、北電の新規制基準対応への指摘を町としてどのように考えているのか所見を伺う、についてであります。

原子力発電所においては、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させることは当然のことと考えており、原子力規制委員会の指摘については、先程も答弁申し上げたとおり、泊発電所の安全性をより一層高める観点から指摘したものと受け止めております。

< 再 質 問 >

規制委員会の指摘は泊発電所の安全性をより一層高める観点からの指摘と受け止めるとしたが、北電の今までの主張の見直しと詳細検討を求めたことは、北電の主張に業を煮やした規制委員会が新たにやり直しを求めたことだと思うが、町長はそうは思わないのですか。

重要な建屋については、岩盤支持若しくは岩盤に設置された構造物の上に設置とあり、8基の純水タンクもJIS規格で設置したがこの建物が掘削岩砕で埋め立てられたところに建っているのかは、町としてこれだけ液状化が心配されている中で、そうした認識はできないものですか。

また、構築物は掘削岩砕の上に建てられているのでしょうか。

スロッシング対策は実施しなくても安全ということでしょうか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、規制委員会の指摘は北電の主張に業を煮やし新たなやり直しを求めたことだと思うが、町長はそうは思わないか、についてであります。

原子力規制委員会の指摘については、先程も答弁申し上げましたとおり、泊発電所の安全性をより一層高める観点から指摘したものと受け止めております。

2 項めは、重要な建屋については、岩盤支持若しくは岩盤に設置された構造物の上に設置とあり、8基の純水タンクもJIS規格で設置したが、この建物が掘削岩砕で埋め立てられたところに建っているのか、町としてこれだけ液状化が心配しているなかで、そうした確認は出来ないものか、についてであります。

耐震上、重要な建屋、設備については、設置する地盤の安定性や設計の考え方について、今後、規制委員会で審査されていくものと考えているところであり、町として確認する予定はありません。

3 項めは、こうした構築物は掘削岩砕の上に建てられているのか、についてであります。

先程申し上げました建屋については、掘削岩砕による埋め立て地ではなく、岩盤支持若しくは岩盤に設置された構造物の上に設置されており、純水タンク8基については、岩盤支持若しくは掘削岩砕による埋め立て地に設置しているとのことであります。

4 項めは、スロッシング対策は実施しなくても、安全ということか、についてであります。

2次系純水タンクの構造については、日本工業規格の鋼鉄製石油貯蔵タンクの構造を準拠したものとなっており、スロッシングによりタンク内の水が溢水する事は想定していないとのことであります。

< 再々質問 >

町長は規制委員会の指摘を泊原発の安全性を一層高めるためと受け止めているとの答弁ですが、電力広域的運営推進機関は、すべての電気事業者に加盟が義務づけられており、中立・公平な業務運営がなされ、この機関の発表は電力会社も否定できないものです。

今後10年間の電力供給の見通しで、泊原発が再稼働しなくても、2025年度まで道内の電力は十分足りるとした。北電の電気が足りないという主張の根拠は崩れています。

泊原発の維持費が2012年から2015年の4年間で3,870億円、16年度500億円、5年間の経費3,500億円、年間700億円の維持費がかかっている。

電気料金は総括原価方式で決まるため、発電コストと社会的費用・自己費用も電気料金に含まれていることになるため1Kwh発電に11.4円で一番高く発電コストは石炭、火力、LNGより原発が一番安いという北電の主張は成り立たない。

積丹半島西岸の海岸地形は地震性の隆起であり、基地近傍を含む積丹半島西岸には震源として考慮すべき活断層と見直し、さらなる詳細検討が求められています。

再稼働を進める新規制基準に対する北電の論拠は根本的に誤りがあり規制委員会からは「大変遺憾」、道知事からも「真摯に対応を」と指摘されている。

再稼働ありきの原発依存をやめ、再生エネルギー資源トップの北海道の資源活用へ、町として北電に提言すべきではないか。

【答 弁】

町 長：

北電の新規制基準への対応姿勢と電気不足との主張について、再稼働ありきの原発依存を止め、再生エネルギー資源トップの北海道の資源活用へ町として北電に提言すべきではないか、についてであります。

泊発電所再稼働の必要性については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

2 岩内町における国民健康保険制度について

岩内町における国民健康保険制度について、2018年度に国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県へ移動するのに伴い、道国保運営協議会は、国保税が大幅に上がる市町村に激変緩和措置として6年間の財政支援を行い、各年度の一人当たりの保険税の上がる率を前年度比2%以内に抑える方針を出しています。道議会の審議を経て7月には運営方針を策定します。

都道府県化で国保税がどうなるのか、道が「原案」や「仮算定」を公表するもとで、市町村における独自の分析や評価もはじまりました。

道が公表した昨年11月の1回目の仮算定と今年2月の2回目の仮算定の違いは。

モデル世帯を所得200万円夫婦二人とした場合、岩内町の国保税は2017年度、1回目の仮算定、2回目の仮算定ではどのぐらいになるのか。それぞれのぐらになるのか。

「収入が多いと現行より保険税・料は下がり、低いと上がる傾向にある」という報告がありますが、岩内町ではどのような傾向になるか。

道は「決算補てん等を目的とした一般会計からの法定外繰り入れについては、段階的な解消に向け取り組みが必要」、「国保制度が相互扶助の下で、加入者同士が支え合う仕組みを基本」と原案のなかに規定している。しかし、もともと国民健康保険法では、国保事業の運営責任者は市町村とされ、財政運営も含めて、事業主体とされています。都道府県化により低所得世帯ほど負担増になりかねないもとで、事業主体の自治体として、住民の負担軽減のための法定外繰り入れは当然認められることで自治体の裁量であると考えますが、岩内町として、道の一般会計からの法定外繰り入れ禁止の規定には、どのような対応を考えていますか。

国保財政が厳しく住民の負担も重い根本的原因は、国庫負担が引き下げられたことにあります。1980年代には50%を超えていた国保の総会計に占める国庫支出金の割合が、今では25%程度にまで下がっています。

岩内町において、1980年代の国保会計に占める国庫負担金の割合は。

2016年度の国保会計に占める国庫負担金の割合は。

2016年度でモデル世帯の所得200万円夫婦二人の場合の所得に占める国保税の割合は。

国庫負担金の引き上げへの自治体としての働きかけは。

北海道では、札幌1極集中などの人口格差が、そのまま医療格差・遍在となって現れています。さらに昨年12月に道が策定した「北海道地域医療構想」では道内医療機関の病床数を2025年度までに約1万床減らすとしています。

岩内町では産婦人科医がいないため妊婦健診にかかる費用や交通費の補助をしています。また岩内協会病院への財政支援もしています。これらの自治体としての財政負担などは国保事業費納付金等の減額へ反映されますか。

岩内町の国保加入者について、人口に占める加入者の割合は。

加入者の職業別の割合は。

国保税の収納率は少しずつ上昇して、2015年度では89.73%になっていますが、滞納の主な理由や原因は。

国は、今年度、高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げや、後期高齢者医療の保険料軽減特例の段階的縮減などで社会保障費の自然増分1,400億円の

圧縮を決め、北海道は、医療格差や医療機関の遍在にも関わらず病床数を減らす計画をしていますが、受け皿となる在宅医療や介護特別養護老人ホーム、老健施設などの整備が急がれます。また、国保税の都道府県化に伴う自治体と国保加入者の負担増が特に6年後から予想されます。

そこで、岩内町として、国と北海道へ要請することは。

国保税の住民負担の軽減策は。

特に子育て世帯への国保税の負担軽減策は。

医療格差是正のためにすることは。

2025年の団塊世代が後期高齢者となるまでに準備することは。

予防医学の推進のための課題や今後しようとしていることは。

地域医療充実のための方針や課題は。

以上、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、北海道が公表した昨年11月の1回目の仮算定と本年2月の2回目の仮算定の違いは、についてであります。

北海道では、平成30年度からの新たな国民健康保険制度に向けた準備の一環として、納付金の算定方法や激変緩和措置の対象範囲等を市町村と協議する際の参考とすることを目的に、これまで2回の仮算定を実施しており、標準的な収納率を第1回目では、平成26年度と平成27年度の実績値のいずれかの高い方を設定したのに対し、第2回目では、平成25年度から平成27年度までの実績値の3カ年の平均値に設定したほか、前期高齢者交付金などの清算金を、第1回目では、北海道全体で算定したのに対し、第2回目では、市町村毎の算定に変更し仮算定したものとなっております。

2 項めは、モデル世帯を所得200万円夫婦2人とした場合、岩内町の国保税は2017年度1回目の仮算定、2回目の仮算定では、それぞれいくらになるか、についてであります。

昨年11月、北海道が公表したモデル世帯の保険料の試算結果では、本町は378,100円と試算されており、2回目の試算においては、モデル世帯の仮算定は、北海道において実施していないとのことでありあります。

3 項めは、「収入が多いと現行より保険税・料は下がり、低いと上がる傾向にある」という報告があるが、岩内町ではどのような傾向になるか、についてであります。

保険料につきましては、北海道の場合、所得水準が全国平均よりも低くなっており、応能と応益のバランスから全道平均よりも所得水準が高い加入者が多い自治体では、相対的に保険料が上昇する傾向にあるものと考えており、本町の場合、全道平均よりも所得水準が低い状況となっていることから、現時点において、試算のため北海道が用いている保険料率の設定による仮算定では、現行の保険税よりも低く試算されていると認識しております。

4 項めは、岩内町として、道の一般会計からの法定外繰り入れ禁止の規定には、どのような対応を考えているのか、についてであります。

一般会計からの法定外繰り入れについては、平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となり、納付金制度の導入により、全道の国民健康保険加入者が支え合う仕組みとなりますが、可能な限り保険料の平準化を進めることが必要となることから具体的には、収納率の向上、医療費適正化の取組が重要であると考えております。

5 項めの、岩内町において、1980年代の国保会計に占める国庫負担金の割合と、6 項めの、2016年度の国保会計に占める国庫負担金の割合は、については、関連がありますので併せてお答えいたします。

1983年、昭和58年度の国保会計歳入に占める国庫負担金の割合は、53.23%となっており、この年をピークに、1989年・平成元年度では35.35%、平成28年度においては、15.97%となっております。

7 項めは、2016年度でモデル世帯の所得200万円夫婦二人の場合の所得に占める国保税の割合は、についてであります。

昨年11月、北海道が公表した現行保険料と試算保険料との比較における、現行保険料率によるモデル保険料では、389,900円となっており、所得200万円に占める国保税の割合は、19.5%となっております。

8項めは、国庫負担金の引き上げへの自治体としての働きかけは、と、13項めの、国と北海道に対する要請については関連がありますので、併せてお答えいたします。

都道府県が財政運営の責任主体とした単位化となる新たな制度に伴って発生する各種経費や、国保の財政基盤の強化を図るために、国の責任において関係予算の所要額を確保し、十分な財政措置を講じるよう、本町も加入している、後志総合開発期成会や北海道町村会などを通じ、北海道及び国に対し要請しているところであります。

9項めは、妊婦健診にかかる費用や交通費の補助、岩内協会病院への財政支援など、自治体としての財政負担などは、国保事業費納付金等の減額に反映されま

すか、についてであります。

国民健康保険の都道府県単位化においては、全道の国民健康保険加入者が支え合う仕組みとなることから、特定健康診査など国民健康保険事業として実施される事業に対しては、特定健康診査・保健指導国庫負担金に反映されますが、町独自で実施している妊婦検診に係る交通費助成や岩内協会病院に対する財政支援については、国民健康保険制度としては、反映されないものと考えております。

10項めは、人口に占める加入者の割合についてであります。本年5月31日現在で、人口13,059人、国民健康保険被保険者数は2,779人となっており、その割合は、21.28%となっております。

11項めは、加入者の職業別の割合についてであります。

国民健康保険に加入されている方々の職業の割合については把握しておりませんが、全道的な傾向として、水産業や自営業者などの加入割合が減少する一方で、年金受給者や非正規労働者などの割合が増加しているものと認識しております。

12項めは、滞納の主な理由や原因についてであります。

平成27年度、岩内町国民健康保険税の収納率は、全道の町村、広域連合123保険者のうち120番目と全道でも低位である現状であり、国民健康保険の安定的な運営のためには、負担の公正性や公平性を維持するため、収納率の向上は喫緊の課題であります。

国民健康保険税の滞納状況を調査しますと、現年度課税分における新規滞納者のうち、所得階層100万円未満の方々が54%と過半数を占めている状況から、町としては、国保税の軽減判定における申告書の未提出や納税意識の低さ、さらには最後の納期が年度末となり、国保税を納め忘れていた方への連絡などの「滞納整理期間」が短いことにより、滞納が発生していることなどが、原因として考えられるものであります。

14項めは、国保税の住民負担の軽減策についてと、15項めの子育て世帯への国保税の負担軽減策については、関連がありますので併せてお答えいたします。

国民健康保険税の軽減については、物価上昇の影響による軽減対象者が縮小しないよう、経済動向を踏まえ、平成26年度より4年連続で軽減判定所得の基準引き上げを実施しているところあります。

しかしながら、国保加入者の高齢化や医療の高度化などにより、今後も一人当たりの医療費の増加が見込まれる中、国保財政を将来にわたって安定的に運営していくためには、世代間や被保険者間での公平が図られることが重要であり、このためには、被保険者の負担能力に応じたご負担を頂く必要があるものと認識しております。

また、子育て世帯の負担軽減策は、国保税の負担軽減策としては実施しており

ませんが、昨年8月より乳幼児医療費助成事業における通院費の助成として小学校6年生まで拡大し、子育て支援の充実を図っているところであります。

16項めの、医療格差是正のためにすることは、と、19項めの、地域医療充実のための方針や課題については、関連がありますので併せてお答えいたします。

地域医療を取り巻く環境は、近年厳しさを増す一方であり、本町においても、医療制度改革に伴う各種の見直しや医師の臨床研修制度のもと、岩内協会病院の常勤医師が不足している状況など、都市部との医療格差が広がっていると認識しております。

このことは、全国的な傾向でもあることから、町単独での医療格差是正は、極めて厳しい状況と考えておりますが、町としては、これまでも地域住民の安心を確保するため、救急医療と小児医療の診療体制を維持するため、岩宇3町村と連携し岩内協会病院に対し財政支援を行い、診療体制を維持、格差拡大防止に努めているところであります。

また、地域住民の方々が自ら健康意識を高め、特定健康診査の早期受診や早期治療の勧奨を行い、医療費適正化の取組を進めているところであります。

17項めは、2025年の団塊世代が後期高齢者となるまでに準備することは、についてであります。

昭和20年代前半の第一次ベビーブームに出生された方々、約800万人のいわゆる団塊世代の方々が、2025年頃に75歳に到達することで、介護職員の人材不足や介護施設等の不足、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や「認知症患者」の増加、さらには社会保障費の増加など、様々な問題が浮上するものと推察されております。

これらの問題は、一自治体で解決できる問題ではなく、国が先頭に立ち、各種予防対策の充実や少子化問題など、早急に対応していかなければならないものと考えております。

18項めは、予防医学の推進のための課題や今後しようとしていることは、についてであります。

予防医学の推進を図るには、「病気になる前に予防する」ことが大前提であります。

将来、起こりえる病気を若い世代から予防するという自主意識を高め、生活習慣病の予防や社会生活を営むための必要な機能の維持を図るため、本年3月に策定した「データヘルス計画」に基づいた、生活習慣病対策や重症化予防等の保健事業の実施や、各種検診の受診勧奨を積極的に進めてまいります。

< 再 質 問 >

町の国民健康保険制度について、1、国保への国の負担金が15.97%と低くなる中、モデルの所得200万円の夫婦2人の国保税が、所得の19.5%も占めています。

水産業者や自営業者の加入割合が減少し、年金受給者や非正規労働者などの割合が増加しているとすれば、なおのこと国民健康保険加入者が支え合う仕組みそのものが、問題になるのではないのでしょうか。

【答 弁】

町 長：

このたびの新たな国民健康保険制度の都道府県単位化については、国の財政支援に加え、国民健康保険加入者が、相互に支えあう範囲を各都道府県に広げ、被保険者の負担能力に応じた、保険料水準の統一を目指し、安定的かつ継続的な国民健康保険制度の運営を行うための改正であると認識しております。

< 再々質問 >

国民健康保険制度について、新制度になったとしても持続可能な国保制度にするためには、加入者へは「高く払えない国保税」とならないように、応能負担と応益負担の比を見直す。

また、国は「恒常的低所得者は減免対象となると考えている」との答弁が厚生労働省国保課、2016年12月19日にあります。それで、その適応範囲を広げ、「払える国保税」にする。そうすることで収納率を上げていくことが自治体としては求められているのではないのでしょうか。

【答 弁】

町 長：

国民健康保険税の考え方につきましては、今後、北海道が示す納付金の算定に合わせ、当町の収納率等も加味したうえで、適正な国民健康保険税率を設定してまいります。

3 「特別徴収税額の決定通知」(通知書)への個人番号記載について

「特別徴収税額の決定通知」への個人番号記載について、2016年1月から個人番号カードが交付になりました。

岩内町、住民基本台帳カードは、2003年8月導入から12年間で約800枚でしたが、町のマイナンバー通知カード送付数は。

町のマイナンバー通知が届かない住民数は。

町のマイナンバーカード交付数は、取得率は何%か。

誤配送による個人番号の露呈や配送による不備はあったのか。

介護保険・国民健康保険の手続き、生活保護・児童手当などの福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーを記載をしない住民数は。

マイナンバー制度を導入したことで手続きなどの事務効率は上がったのか。

マイナンバー記載拒否の住民への町の対応はどのようにしたのか。

個人番号の提供の有無は個人の自由であり本人の意思との認識と考えるが所見を伺う。

自治体を含め個人情報を管理する組織として特定個人情報保護委員会が2014年1月に設置されているが委員会の会議はこれまで何回どのような内容で行われているのか。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令で、第5章「特定個人情報の保護」では行政機関の長が特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護委員会会則で定めるところにより評価した結果を公示し広く国民の意見を求めるとあるがこの手続は行ったのか。

特定個人情報ファイルの取り扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるとなっているがいつ承認を受けたのか。

行政機関の長は評価書について承認を受けたとき、速やかに当該評価書を公表するものとするところがあるが公表はいつどのように行われたのか。

マイナンバー制度による町の中小事業者に対する施策について2015年9月、第3回定例会で町長は「給与支払調書や各種法定調書、被保険者資格取得届けなどに従業員の個人番号を記載し各行政機関に提出することになる。また、個人番号の取り扱いや個人情報の漏洩、滅失などを防止するため国が示すガイドラインに沿って適切な管理措置を講ずる責務が求められる。こうした安全管理措置は国の責任において行われる」と答えています。

特定個人情報を扱う事業者は、マイナンバー制度の実施により給与所得者の個人住民税は事業者が給与から特別徴収し町へ納入するため町村は従業員の税額が記された「特別徴収税額の決定通知」を事業者へ郵送。

通知書が送られる事業所数はどのくらいあるのか。

総務省はマイナンバー制度の新設で今年度から通知書に従業員の個人番号を記載して送付するよう町村を指示しているが、指導を受けた町が個人番号を通知書に記載しているのか。

記載した場合、記載したくない従業員の権利が著しく侵害されるのではないのか。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

には個人に対して個人番号を強制する規定は無く、提供するか否かは個人の自由であり町が特定個人情報のみだりに第三者に提供することは「個人の人格的な権利利益を」著しく侵害するとの指摘もあります。どのように考えるのか。

事業者への送付で配達先の間違いなどはなかったのか。

事業者は適切な管理措置を講ずる責務が求められ、安全管理措置は国の責任において行われるとしたが、町は事業者に送られた通知書の個人番号情報管理をどのように指導しているのか。

国の責任において行われるので通知書の送付だけで町は関知していないのか。

万が一個人情報漏洩など行った場合「4年以上の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し又はこれを併科する」と定められている。

安全管理措置を講ずることが大変な事業者に対して、一律に個人番号を記載された通知書を送付することは事業者に過重な負担を強いる上に情報漏洩の危険性を高めることになるのではないのか。

東京保険医協会が2017年1月下旬～2月中旬に都内62自治体・区市町村向けに行ったアンケートでは、記載しない又は一部のみ記載30件、一部のみ記載は一部をアスタリスクで抹消表示記載する10件、検討中18件、その他2件、回答しない2件との回答で半数の区市町村が記載せずを選択している。

内閣府、国税庁、厚生労働省は2015年10月に行われた全国中小業者連絡会との省庁交渉で「共通番号の記載が無くとも提出書類を受け取り不利益を与えない」と答えている。

番号記載が事務処理上不可欠でなければ町として個人情報漏洩を防ぐためにも記載しないという選択をするべきではないのか。

「特別徴収税額の決定通知」への個人番号記載は「個人の人格的な権利利益を」著しく侵害し、事業者に過重な負担を強いる上に情報漏洩の危険性を高めることになり記載すべきで無いと考えるが所見を伺う。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、マイナンバー通知カードの送付数についてであります。

マイナンバー通知カードは、平成27年11月より、地方公共団体情報システム機構から世帯ごとに送付され、現在も、出生、海外からの転入などがあった場合に随時送付されており、これまで送付された総数は、住民基本台帳の個人データ数で、再交付分を除き、5月末現在で、13,636名分となっております。

2 項めは、マイナンバーの通知が届かない住民数についてであります。

マイナンバーの通知は、世帯ごとに送付され、未送達の場合は町に返戻されますが、開封しないで保管することとなっているため、人数の確認はできないことから、世帯数によるお答えとなりますが、5月末現在で38世帯分が未送達となっております。

3 項めは 町におけるマイナンバーカードの交付数と取得率についてであります。

平成29年5月15日現在で総務省が公表しているマイナンバーカードの市区町村別交付枚数によりますと、交付枚数は1,050枚、取得率は7.8%となっております。

4 項めは、カードの誤配送による個人番号の露呈や配送による不備についてありますが、現在までのところ確認されておりません。

5 項めは、介護・国保・生活保護・児童手当・確定申告の手続きで、マイナンバーを記載しない住民数についてであります。

介護保険・国民健康保険の手続き、生活保護・児童手当などの福祉の給付事務等において、これまでのところ個人番号を記載されなかったケースは発生しておりません。

また、確定申告相談においては、個人番号が記載されずに倶知安税務署へ引き継ぎしたものはありましたが、件数としては把握しておりません。

6 項めは、マイナンバー制度を導入したことで、手続きなどの事務効率は上がったのかについてであります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、平成28年1月以降、税・年金・医療保険などの社会保障の手続き等において、マイナンバーの利用が開始されておりますが、地方自治体間の情報連携を行う情報提供ネットワークシステムの運用開始につきましては、本年7月以降に予定されているところであります。

したがって、他自治体からの転入者等に係る照会事務などは、その時期に合わせて本格化するものと考えており、行政手続きの簡素化により、住民の方々の負担が軽減されることと併せて、町として事務の効率化も期待できるものと考えております。

7 項めは、マイナンバー記載拒否の住民への対応はどうしたのかについてであります。

マイナンバーの記載拒否につきましては、5項めで申し上げましたとおり、介護保険・国民健康保険等の手続き等において、そうしたケースは発生しておりませんが、確定申告において、住民から「マイナンバーを提示しない旨の文書」が提出されたため、それを添付のうえ、倶知安税務署へ引き継ぎをしております。

8 項めは、個人番号の提供の有無は個人の自由であり本人の意思との認識と考えることへの所見についてであります。

マイナンバー制度は、「国民の利便性の向上」、「行政事務の効率化」及び「公平・公正な社会の実現」といった大きく3つの目的を達成するため、番号法などの法律等に基づき実施しているものであります。

したがって、町といたしましては、制度の周知・理解をより深めていただけるよう、また、マイナンバーを利用するにあたっての不安の解消や混乱の防止などに努め、安心・安全な制度運用と町民の皆様の利便性が向上するよう、制度に基づき適切に対応することが、地方自治体の責務であると考えております。

9項めは、特定個人情報保護委員会の会議は、これまで何回、どのような内容で行われているのかについてであります。

特定個人情報保護委員会については、主に行政機関や地方公共団体を監視・監督する内閣総理大臣所管の第三者機関として、特定個人情報の漏えいや不正利用等の監視を行っておりますが、委員会の会議につきましては、開催結果や内容等について通知されておらず、会議の開催回数等の詳細については把握できておりません。

しかしながら、個人情報保護委員会が運営するホームページ等において、開催回数及び会議の内容等を確認することは可能であり、平成28年度においては、30回開催されているものと認識しております。

10項めは、番号法施行令に基づき特定個人情報評価書を公示し意見を求めるなどの手続きは行ったのかについてであります。

特定個人情報保護評価については、対象人数・取扱者数・過去の重大事故発生の有無に基づき「しきい値判断」を行い、基礎項目評価等を実施する旨が特定個人情報保護評価指針に定められているところでありますが、本町における個人番号利用事務については「基礎項目評価」のみであり、公示及び国民の意見を求めることが必要とされる「全項目評価」とは手続き方法に差があることから、町といたしましては、「基礎項目評価書」の手続きに関する法律・規則に基づき、評価書の提出及び公表の手続きを行っているものであります。

11項めの、特定個人情報ファイルについて特定個人情報保護委員会から承認をいつ受けたのかと、12項めの、行政機関の長は評価書についての承認を受けた後に行うとされている公表は、いつどの様に行われたのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

特定個人情報ファイルについては、「特定個人情報保護評価に関する規則」により、全項目評価を除き評価書を提出後、速やかに公表するものとされており、当町における個人番号利用事務については、いずれも基礎項目評価となっていることから、特定個人情報保護委員会からの承認手続きを経ることなく公表することとなっております。

なお、基礎項目評価書の公表については、個人情報保護委員会が運営する「マイナンバー保護評価ウェブ」において公表されるのと併せて、町ホームページ上においても公表しているところであります。

13項めは、通知書が送られる事業所数についてであります。

平成29年度課税分として、特別徴収税額決定通知書を送付した事業所数は「437事業所」であります。

14項めの、指導を受けた町が個人番号を通知書に記載しているのかと、15項めの、記載した場合、記載したくない従業員の権利が著しく侵害されるのではないのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

事業者が従業員の給与から個人住民税を徴収し町へ納付いただく特別徴収制度

においては、平成27年10月の地方税法施行規則の改正に伴い、平成29年度分以降、町と特別徴収義務者との間で正確な個人番号を共有することを目的として、納税義務者である従業員の各月の徴収税額を特別徴収義務者へ通知する「特別徴収税額決定通知書」に従業員の個人番号を記載するとされたところであり、町においても、法の規定に基づき、個人番号を記載し、特別徴収義務者へ通知するものであります。

また、個人番号利用事務実施者である町が、個人番号関係事務実施者である事業者に対して、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、その本人が事業者へ個人番号を提供したか否かはその要件とされていない、との見解が総務省より示されていることから、町から送付する特別徴収税額決定通知書には全て個人番号を記載することとなるものであります。

16項めは、事業者への送付で配達先の間違いなどはなかったのかについてであります。配達先の誤りについては、確認されておりません。

17項めは、町は事業者に送られた通知書の個人番号情報管理をどのように指導しているのか、国の責任において行われるので通知書の送付だけで町は関知していないのかについてであります。

平成29年3月2日付で、総務省より「特別徴収税額決定通知書の送付に関する留意事項」として、「市町村が特別徴収義務者に提供する個人番号の取扱いについて」および「特別徴収税額通知書の送付に係る留意点について」の通知があり、その中で、特別徴収義務者は、個人番号の取扱いについて漏えい防止などの必要な安全管理措置を講じることと、その理解と協力を得ることが必要との観点から、特別徴収税額決定通知書の発出時において、個人番号の取扱いについて記載した文書を同封するよう通知があったところであり、本町においても、その内容の文書を同封して送付したところであります。

18項めの、安全管理措置を講じることが大変な事業者に対して、一律に個人番号を記載された通知書を送付することは、事業者に過重な負担を強いる上に情報漏えいの危険性を高めることになるのではないかと、20項めの、特別徴収税額の決定通知への個人番号記載は、個人の人格的な権利利益を著しく侵害し、事業者に過重な負担を強いる上に情報漏えいの危険性を高めることになり記載すべきでないと考えらるについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

事業者へ送付する特別徴収税額決定通知書については、法の規定に基づき、個人番号利用事務実施者である町から、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者へ、従業員の個人番号を提供するものであり、また、事業者である特別徴収義務者は、法の規定により、個人番号関係事務実施者として、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと規定されているものであります。

19項めは、番号記載が事務処理上不可欠でなければ町として個人情報漏えいを防ぐためにも記載しないという選択をするべきではないのかについてであります。

事業者へ送付する特別徴収税額決定通知書については、法の規定に基づき、個人番号を記載し特別徴収義務者へ通知するものであり、加えて、法の規定により、個人番号を記載しないことは認められないとの総務省通知もあったところであり、

従いまして、特別徴収税額決定通知書の取扱いについては、町といたしまして

は、公平・公正な税務事務を執行する観点からも、法の規定に基づき事務を執行していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、個人番号の記載については、番号法および地方税法、さらには総務省通知などに基づき、適正に対応しなければならないものと考えております。

< 再 質 問 >

マイナンバーについて、町長は送付は13,636名分で、交付数は1,050枚、取得率は7.8%、住基カードは12年間で800枚としています。なぜそのような取得数で終わったのか。

1つ、マイナンバーも1,050枚、7.8%で今後どの程度と、町としては推計しているのか。

利便性というが、町民は便利とは思ってはいないのではないのか。

町長は「法の規定」によりと強調するが、国税庁は番号制度の概要に関する「FAQ」では、税務署等の受理した申告書や法定調書等の税務関係等にマイナンバー、法人番号の記載がない場合、罰則規定は税法上設けられていないとしている。「法の規定」ではないのならば、町が記載しなくてもよいのではないのか。

3つめ、あ、すみません、続きです。町は「437事業所」へ番号を記載して送付し、「町が個人番号を書いた場合は本人の同意は要件としていない」は個人の人格的な権利、利益を著しく侵害することになるのではないのか。

また、事業者へは通知書の発出時に取扱い文書の同封だけで、個人番号の情報管理と考えているのか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、今後のマイナンバーカードの発行枚数の推計についてであります。

本年7月以降に予定されております、地方自治体間の情報連携により、マイナンバーカードの利便性が本格化するものと考えていることから、発行枚数は今後増加するものと考えておりますが、その具体的な枚数については、町として推計する状況には至っておりません。

2 項めは、利便性を言うが、町民は便利だと思っではないのではないかについてであります。

マイナンバー制度は、「国民の利便性の向上」、「行政事務の効率化」及び「公平・公正な社会の実現」といった大きく3つの目的を達成するため、番号法などの法律等に基づき実施するものであります。

したがいまして、本年7月に予定されている情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴い、地方自治体間の情報連携がなされることにより、窓口等での各種申請時における添付書類の省略による行政手続きの簡素化など、住民にとってもマイナンバー制度の目的の1つである国民の利便性の向上が図られるものと考えております。

3 項めは、マイナンバーの記載がない場合の罰則規定は税法上設けられないとしており、法の規定ではないのならば町が記載しなくてもよいのではないかについてであります。

税制度における個人番号の取扱いについては、番号法および地方税法施行規則等にて定められており、さらには特別徴収税額決定通知書へ個人番号の記載についてはこれを記載しないことは法の規定により認められていないとの総務省通知もあったところであります。これについては、罰則の有無にかかわらず、税務事務については法に基づき適正に執行するのが自治体の責務であると考えております。

4 項めは、「町が個人番号を書いた場合は本人の同意は要件としていない」は個人の人格的な権利、利益を著しく侵害することになるのではないのかについてであります。

個人番号の記載につきましては、個人番号利用事務実施者である町が、個人番号関係事務実施者である事業者に対して、個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、その本人が事業者へ個人番号を提供したか否かはその要件とされていないとの見解が総務省より示されており、これに基づき、記載して通知したものであります。

5 項めは、事業者へは通知書の発出時に取扱い文書の同封だけで、個人番号の情報管理と考えているのかについてであります。

特別徴収事業者においては、個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講じることとされているところであり、総務省の通知に基づき、町においても適切な個人番号管理の指導は必要と考えていることから、個人番号の取り扱いについての文書を同封したものであります。

< 再々質問 >

マイナンバーについて、税制度における番号法の記載は、自治体の責務であると考えている。また、番号法及び地方税法施行規則に定められているとしたが、内閣府、国税庁、厚生労働省との省庁交渉では、「番号の記載がなくとも提出書類を受け取り不利益を与えない」としている。町はこうした国の各省庁でも記載判断が分かれる、番号制を東京の区市町村が不記載を判断したように取り組むべきではないか。

【答 弁】

町 長：

番号法第5条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適性を確保するために必要な措置を講ずること」とされていることから、税制度における個人番号の取扱いについても、地方税法施行規則並びに総務省通知に基づき、適正に執行するものであります。

4 岩内町の子育て支援の取りくみについて

岩内町の子育て支援の取りくみについて、北海道が、北大と共同で行った子どもの貧困に関する全道実態調査の最終報告の概要が明らかになりました。調査では道内の小学2年、小学5年、中学2年、高校2年の児童・生徒と保護者の計約19,000人を対象に、昨年10、11月に実施し、後志管内では岩内町と蘭越町が選ばれています。

年収100万円以上200万円未満の世帯では4割近くの子どものが学校の授業について「わからない」と答え、3割が進学について「高校まで」と回答。親の経済状況が子どもの学習の習熟度や進学に影響している傾向が判明。

そこで、この調査での岩内町の特徴は。

保護者の経済的な面で積極的に応援できることは。

小学生、中学生それぞれの学習の習熟度を上げる施策は、また、特に義務教育である小学生、中学生の学習の習熟度を上げることは急がれることですが、方針と課題と施策は。

岩内町の就学援助について、要保護児童・生徒数の割合は。

準要保護の児童・生徒数の割合は。

低所得者の子育て世帯の応援になるので準要保護の対象をわずかでも広げることにはできるのではないかと。

岩内町で要保護や準要保護の対象ではない児童・生徒への、給食費の負担軽減への取り組みは。

修学旅行の負担軽減への取り組みは。

高校生に対する奨学金について、進学への援助に貸与の奨学金制度がありますが、今年度の利用状況は。

奨学金の申し込みが4月になっていて、利用しやすい制度にするべきでは。

小学校、中学校での給食費無償化は子育て支援になります。

道内で無償化を行っている自治体、管内での支援町村と内容は。

町が無償化を進めるには小・中学校でいくらの予算が必要で予算を計上し子育て支援施策として取り組む考えはあるか。

さらに、子育て支援のひとつとして高校生に対し、修学旅行への費用援助もあると思いますがいかがですか。

国の子どもの貧困率16.3%、北海道は19.7%、岩内町の子どもの貧困率は。

町民が貧困の負のスパイラルから少しでも早く抜け出せるように、さまざまな取組をしていく考えはありますか。

以上、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、この調査での岩内町の特徴は、についてであります。

調査実施時期を昨年10月から11月として、北海道と北海道大学が共同で実施した「北海道子どもの生活実態調査」について、後志管内では、蘭越町と岩内町が対象地域とされたところではありますが、北海道によりますと、調査結果の集計は、北海道全体の集計のみを行うもので、対象地域ごとの集計は行わないと伺っており、現時点において、岩内町の特徴の把握は困難な状況となっております。

2 項めは、保護者の経済的な面で積極的に応援できることは、についてであります。

保護者への経済的な面での応援については、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいた、北海道子どもの貧困対策推進計画に掲げられている、「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」などについて、北海道において、この度の調査結果を基に、計画に沿った具体的施策を検討している段階であると伺っております。

したがって、町としては、低所得者世帯への支援として、町民税の非課税世帯を対象とした「福祉灯油購入助成事業」や、町民税の課税の有無等により助成額を決定している、「乳幼児等医療費助成事業」などを継続して実施し、更には、生活・仕事・家計のことなど、総合的な相談窓口である「生活就労サポートセンターによる相談支援事業」の活用を図りながら、北海道子どもの貧困対策推進計画による具体的施策が示された段階において、連携・協力可能な事業の実施について検討してまいりたいと考えております。

1 1 項めは、道内で無償化を行っている自治体、管内での支援町村と内容は、についてであります。

小・中学校の給食費の無償化における、北海道内の自治体の状況については、公式に集計され、公表された情報等はないことから、その状況については把握しておりません。

また、後志管内における支援町村と内容については、現在、確認ができていない範囲での内容となりますが、無償化に取り組んでいる町村が6町村、そのうち、児童・生徒全員を対象とし、全額無償化しているのが2町村で、児童・生徒全員を対象とし、半額を無償化しているのが1町村、対象を第二子以降などとしているのが3町村となっております。

1 2 項めの、町が無償化を進めるには、小・中学校でいくらの予算が必要で、予算を計上し、子育て支援施策として、取り組む考えはあるかについてと、1 3 項めの、子育て支援のひとつとして高校生に対して、修学旅行への費用援助もあると思うが、いかがかについて、1 5 項めの町民が貧困の負のスパイラルから、少しでも早く抜け出せるように、さまざまな取り組みをしていく考えはあるかについては、関連がありますので、併せてお答えします。

まず、給食費の無償化を実施するとした場合、対象者をどのようにするのか、無償化の割合をどのようにするのかによって、必要となる予算の金額は異なりますが、仮に、現在、給食費が無料となっている、児童・生徒を除き、全員を対象として、全額を無償化するとした場合の必要な金額については、5月31日現在の児童・生徒数で試算した場合、小学校で、年額「約1千820万円」、中学校で、年額「約1千90万円」、小・中学校合計で、年額「2千910万円」となります。

次に、給食費の無償化の取り組み、高校生に対する修学旅行への費用援助、子どもの貧困対策の様々な取り組みへの考えについては、2項めで述べましたとおり、町における「福祉灯油購入助成事業」や、「乳幼児等医療費助成事業」などの継続、「生活就労サポートセンターによる相談支援事業」の活用を図りながら、北海道子どもの貧困対策推進計画による具体的施策が示された段階において、連携・協力可能な事業の実施について、さらには、岩内町総合戦略に記載した事業の進捗状況などを勘案したうえで、全体的に想定される支援策の一つとして、検討してまいりたいと考えております。

14項めは、岩内町の子どもの貧困率は、についてであります。

子どもの貧困率につきましては、国が実施する国民生活基礎調査によると、国全体の平均値が公表され、また、国との貧困率の定義は違いますが、山形大学の准教授が算出した、都道府県の数値が発表されているものであり、また、この度の北海道と北海道大学が共同で実施した「北海道子どもの生活実態調査」については、子どもの貧困率の算出が目的となっていないことから、北海道を含め、本町において算定された数値はありません。

【答 弁】

教育長：

3項めは、小学生・中学生それぞれの学習の習熟度を上げる施策は、また、特に義務教育である小学生、中学生の学習の習熟度を上げる方針と課題と施策はについてであります。

児童生徒の学習の習熟度を上げるための方針といたしましては、児童生徒が生きる力と自己有用感を育むとともに、個々の能力を伸ばし、豊かで確かな学力の定着に努めることを基本的な方針として、教育体制の充実に努めているところであります。

次に、児童生徒の学習の習熟度を上げるための課題といたしましては、義務教育9年間を通した、個々の学力の現状把握や分析、評価、改善、検証を行った上での指導体制の確立や義務教育9年間を見据えた中で、小中学校が統一した指導ができる学校体制の定着、PTAとの連携はもとより、これまで行っている学校便りなど、家庭と連携するための各種通知の充実に努めるとともに、各学校の情報公開できる、ホームページの開設などの協議を各学校と進め、保護者が家庭教育を推進することのできる教育環境の構築など多くの課題があるものと認識しております。

次に、児童生徒の学習の習熟度を上げるための施策といたしましては、小中学校とも、小学6年生と中学3年生を対象として実施される、全国学力学習状況調査に加え、小中学校の全学年を対象として実施される北海道チャレンジテストなどによって、明らかになった児童生徒の成果と課題を把握するとともに、教員定数加配や学習支援員の配置による、個に応じたきめ細かな指導、各学校が独自に実施している、個に応じた積極的な指導や習熟度別授業、放課後や長期休業中の補充的な学習などを実施し、習熟度の向上に努めているところであります。

4項めの、岩内町の就学援助における要保護の児童生徒数の割合についてと、5項めの、準要保護の児童生徒数の割合については、関連がありますので、併せてお答えします。

平成29年5月31日時点での、要保護の児童生徒数は、54名で、6.4パーセント、準要保護の児童生徒数は、203名で、24.2パーセントとなっております。

6項めは、低所得者の子育て世帯の応援になるので、準要保護の対象をわずかでも拡げることにはできないのではないかについてであります。

本町の準要保護世帯への就学援助につきましては、平成17年に国庫補助が廃止され、すべて一般財源により実施しているところであります。

その中で、準要保護世帯における収入認定額につきましては、平成25年に国が実施した生活保護の扶助基準を引き下げたことにより、当時、就学援助を受給していた保護者に影響が生じることから、1.05倍としていた基準を1.2倍に引き上げて、対象者へ影響が生じることのないよう対策を講じ、経済的に困窮している家庭の児童生徒が安心して就学できるよう努めてきたところであり、これ以上の拡大については、現在のところ考えてはおりません。

7項めの給食費の負担軽減への取り組みはについてと、8項めの修学旅行の負担軽減への取り組みはについては、関連がありますので、併せてお答えします。

要保護や準要保護の対象ではない児童生徒に対する給食費や修学旅行に対する負担軽減の取り組みにつきましては、現在のところ行っておりません。

9項めの、奨学金制度に関する今年度の利用状況についてと、10項めの、奨

学金の申込が4月になっていて、利用しやすい制度にすべきではについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

教育委員会で実施している奨学金制度につきましては、経済的理由で修学が困難な優れた学生を支援する制度として、町が独自に進めている事業であり、本年度の奨学金利用者は短大生1名となっており、高校生での利用はありません。

こうした状況の中、教育委員会といたしましては、現行制度の見直しを含め、改めて、奨学金制度のあり方について、検討を進めてまいります。

< 再 質 問 >

町の子育て支援の取りくみについて、1つ、要保護や準要保護対象外の児童・生徒への給食費や修学旅行費の負担軽減は行っていないとの答弁ですが、ここ2、3年の間で、給食費の滞納状況は。

また、修学旅行の費用が払えず、行けない児童・生徒はいますか。

2つめ、岩内町の奨学金のここ数年の利用状況について。

3つめ、給付も含めて制度設計の見直しが急がれますが、いつまでに見直しをいたしますか。

【答 弁】

教育長：

ここ数年の利用状況は、また、奨学金の給付も含めて、いつまでに制度設計の見直しをしますか、についてであります。

奨学金の過去3年間の利用状況といたしましては、平成26年度は3名、平成27年度は1名、平成28年度は1名であります。

次に、奨学金制度の見直しにつきましては、国が始めた、給付型奨学金の状況を注視し、他の自治体の例などを参考に、平成30年度の制度構築を目途に、検討を進めてまいります。

※再質問中、1項めの質問については、最初の質問との関連がないため、教育長答弁はしていません。